

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	749	受理年月日	令和3年8月10日
件名	児童相談所における児童の環境改善等		
要旨	<p>今、世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止強化が強く求められている。我が団体も同じ気持ちで活動を行っている。児童虐待阻止の強化が必要である。ただ、児童相談所では児童の人権、児童の福祉がないがしろにされている。また、児童自殺について児童相談所が取り込まれていないことが非常に残念である。</p> <p>ついては、日本の宝である未来ある児童たちにとって、児童たちの健全な発展に資すること、子どもの権利条約や児童の権利を守るために、以下の点の確実な実施を願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校で行われる自殺願望、いじめ関係のアンケートに、児童虐待を受けていますかと追加すること（緊急度3）。 一時保護する基準、施設保護する基準がないため、基準を設定すること。 施設入所等の措置を要すると認めるときは、児童に弁護士を代弁者とするを許可すること。</li> <li>6月9日に宇部児相のファミリーホームから子供がお母さんに会いたいと脱走した。なぜ、子供の意思を最大限尊重しなかったのか審議会で検証すること（緊急度4）。また、第三者（民間団体）の意見と当該児童の意見を最大限尊重すること。 児童相談所職員の面談時は、カメラ及びボイスレコーダーでの記録を義務化し、これに反した場合は刑事的処罰を受けるものとする。</li> <li>2 刑事訴訟法第239条第2項に基づき、児童虐待があると思料するときは漏れなく告発すること（緊急度5）。</li> <li>3 親子の再統合へ配慮し適切に行うため、原則、出頭要求等、立入調査等、再出頭要求等、臨検・捜索等の順番で行うこと。緊急保護は最後の手段とすること。</li> <li>4 親子の再統合へ配慮し適切に行うため、当該児童（第三者民間団体が確認）が求める場合、原則、面会、電話、手紙等の通信は行うこと（せめて少年院等と同等の内容とすること。）。 虐待が疑われない保護者、兄弟姉妹、親戚、友達の保護者などとの面会、電話、手紙等は自由に認めること。 手紙の検閲、添削をやめること。</li> <li>5 一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、虐待が繰り返される可能性があるため、18歳まで、当該児童の家庭を毎月訪問することにより当該児童の安全と意見の確認を行うこと。</li> <li>6 里親等の民間の個人情報以外の情報は、職務でやっていることなので全部開示すること。</li> <li>7 一時保護、同意入所、強制入所の場合、友達の住所、メールアドレス、電話番号の交換を自由にすること。また、持ち物検査でも友達の住所、メールアドレス、電話番号の交換をチェックしないこと。</li> <li>8 保護してから2箇月掛けて調査すると児童相談所はよく言うが、緊急保護する前に調査してから保護すること。</li> <li>9 面会は調査中であっても、即面会をさせ、児童の不安を解消すること。また、毎週1回面会させること。</li> <li>10 児童相談所は保護前には保護者、児童のサポートや調査を一切せず、保護後も保護者のサポートをしないため、保護者や児童の保護前、保護中、保護後のサポートをすること。</li> <li>11 児童相談所や施設が当該児童の個人通帳を管理する意味、必要はなく（施設内で使う目的のためであり、貯金することだけでは目的にならない。）、親に出入金の内訳も回答されないため、個人通帳の管理をやめること。</li> <li>12 要保護児童対策地域協議会は、当事者児童（代弁者の弁護士）、警察、関わっている学校や保育所、病院、民生委員等を必ず会員に加入させ、それぞれの機関が児童の意見を聴取し擦り合わせを行い、児童にとっての最善策を採ること（緊急度2）。 要保護児童対策地域協議会は双方（児相や市町村等）が管理する児童を漏れなく報告し、何らかの行動は児童を管理している所が必ず実施すること。</li> <li>13 養子縁組のあっせんは国内が原則とされるが、東京都は大半の養親が国外在住と見ており、多数の子供が海外に渡っていた可能性がある。養子縁組は国内のみとし、成人までの生存の追跡調査を至急行うこと（緊急度1）。</li> </ol>		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		